

第1問答案用紙<1>
(租税法)

問題1

問1

①機械Aの帳簿価額1,000万円を法人税法22条3項3号により
損金に計上し、②損害賠償金1,500万円を同22条2項により益金
に計上するとともに、①と②との差額500万円を同47条1項によ
り損金に計上して、課税の繰延べができる。

問2

消費税法2条1項8号の規定により、損害賠償金1,500万円は
課税資産の譲渡等の対価として取り扱わない。

問3

Z法人がX社から受領する剰余金の配当は、法人税法7条の規
定により、法人税が課されない。また、当該配当に係る源泉所得
税は、法人税法68条2項の規定により、平成24事業年度の法人税
額から控除することができない。

問4

平成24年中に資産の譲渡が行われたため、所得税法33条3項及
び36条1項の規定により、手付金1億円は平成24年分の総収入金
額に算入される。

第 1 問 答 案 用 紙 < 2 >
(租 税 法)

問題 2

番号	○×欄	記 述 欄
①	○	所得税法 56 条。法人税法 34 条 1 項。 ----- -----
②	×	G が平成 23 年に E 社から受け取った 150 万円は G の給与所得に係る収入金額に算入される。所得税法 28 条 1 項，同 36 条 1 項。 ----- -----
③	×	E 社が受領した配当金 50 万円から B 社株式等に係る負債の利子の金額を控除した金額の 100 分の 50 が益金不算入とされる。法人税法 23 条 1 項及び 4 項 3 号。 ----- -----
④	×	内国法人である E 社が H より贈与された 500 万円は各事業年度の所得として法人税が課される。法人税法 22 条 1 項及び 2 項，法人税法 5 条。 ----- -----
⑤	○	所得税法 59 条 1 項 1 号。法人税法 22 条 2 項。 ----- -----

【解答への道】

I 合格ライン

第1問の問題1は法人税法，所得税法及び消費税法の理論問題，問題2は法人税法及び所得税法の理論問題である。問題2は事実関係を把握するのに時間がかかったと思われるが，落ち着いて解答していただきたかったところである。

第1問の合格ラインは4割程度であろう。

II 答練との対応関係

問題1

全 答 練	第1回	第1問	問題1
直 前 答 練	第1回	第1問	問題2
応 用 答 練	第1回	第1問	問題1
応 用 答 練	第2回	第1問	問題2
ア ク セ ス	第12回	問題3	

問題2

全 答 練	第1回	第1問	問題2
全 答 練	第2回	第1問	問題2
直 前 答 練	第3回	第1問	問題2
応 用 答 練	第2回	第1問	問題1
応 用 答 練	第2回	第1問	問題2
ア ク セ ス	第12回	問題3	

問題 1

問 1

①機械Aは全壊しており、損失が発生しているため、法人税法22条3項3号により帳簿価額 1,000 万円の損金が計上される。また、②損害賠償金として 1,500万円を取得しているため、法人税法22条 2 項により 1,500万円の益金が計上される。さらに、③代替資産として機械Aと同一種類の機械Bを取得し、その使用を開始しているため、法人税法47条1項により、①と②との差額 500万円については保険差益の圧縮記帳の適用を受け、損金に計上することにより、課税の繰延べができる。

問 2

X社は、損害賠償金 1,500万円を取得しているが、損害賠償金是对価性がないため、課税の対象に該当しない（消費税法2条1項8号）。

問 3

公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は法人税法84条1項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う場合に限り、法人税を納める義務がある（法人税法第4条1項）。したがって、内国法人である公益法人等に該当するZ法人が、その収益事業以外の事業に属するものとして保有するX社株式に関して、受領する剰余金の配当は法人税が課されない。

また、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が支払を受ける利子及び配当等で収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずるものにつき課される同項の所得税の額については、所得税額控除の規定は適用しない（法人税法68条2項）。したがって、Z法人は当該配当に係る源泉所得税を平成24事業年度の法人税額から控除することはできない。

問 4

Yは1億円の解約手付金を受領しているものの、残代金4億円の受領及び所有権移転登記手続を含む現実の支配の移転が平成24年2月1日に行われているため、所得税法33条3項及び所得税法36条1項の規定により、手付金1億円は平成24年分の譲渡所得の金額の計算上、総収入金額に算入される。

問題2

問い

①について

AとCは同一生計親族に該当するため、Aが平成23年にCに支払った150万円はAの事業所得に係る必要経費に算入されない(所得税法56条)。

また、GはE社の取締役であり、E社のGに対する役員報酬は不定期に支払われていること及び所定の時期に確定額を支給する旨の定めも置かれていないため、E社が平成23年にGに支払った150万円は、E社の損金の額に算入されない(法人税法34条1項)。

②について

AとCは同一生計親族に該当するため、Cが平成23年にAから受け取った150万円はCの給与所得に係る収入金額に算入されない(所得税法56条)。

また、Gが平成23年にE社から受け取った150万円は、Gの給与所得に係る収入金額に算入される(所得税法28条1項、36条1項)。

③について

Aが平成23年にB社から受け取った配当金50万円は、その全額が配当所得に係る収入金額に算入される(所得税法24条1項及び2項、36条1項)。

E社が平成23年にB社から受け取った配当金50万円は、配当金50万円からB社株式等に係る負債利子の金額を控除した金額の100分の50が益金不算入とされる(法人税法23条1項及び4項3号)。

④について

Aが平成23年にDから贈与された500万円については、所得税は課されない(所得税法9条1項16号)。

株式会社は内国法人であるため、E社が平成23年にHから贈与された500万円については、各事業年度の所得として法人税が課される(法人税法22条1項及び2項、法人税法5条)。

⑤について

平成23年に行われたAからB社への絵画の贈与により300万円がAの譲渡所得に係る総収入金額に算入される(所得税法59条1項1号)。

また、平成23年に行われたE社からB社への絵画の贈与により300万円がE社の益金に算入される(法人税法22条2項)。

第 2 問 答 案 用 紙 < 1 > (租 税 法)

問題 1

<解答に当たっての注意事項> (下記事項によらなければ、配点がないので注意すること)

- (1) 各行ごとに、加算及び減算すべき金額があるときは、相殺して純額で記入しなさい。
 (2) 加算及び減算すべき金額が共に生じない場合及び(1)の純額が0(ゼロ)の場合には、加算すべき金額の欄のみに0(ゼロ)を明記しなさい。

(単位：円)

当期純利益の金額	1,500,000,000	
	加算すべき金額	減算すべき金額
(役員給与)		
専務取締役 A	0	
常務取締役 B	600,000	
取締役 C	0	

(受取配当等)

(1) 受取配当等の額

- ① 完全子法人株式等及び
関係法人株式等に係る
配当等の額

3,870,000

(みなし配当の額を除く)

- ② 完全子法人株式等及び
関係法人株式等のい
ずれにも該当しない株式
等に係る配当等の額

1,120,000

(みなし配当の額を除く)

- ③ みなし配当の額
(D社株式)

240,000

- ④ みなし配当の額
(T社株式)

30,000,000

(2) 控除負債利子の計算

- ① 負債利子の合計額

85,453,000

- ② 配当の額から控除
する負債利子の額

341,812

第 2 問 答 案 用 紙 < 2 > (租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(3) 受取配当等の益金不算入額		34,379,094
(4) 有価証券・受取配当等に係る その他申告調整額 (源泉徴収税額等を除く)		420,000
		※ 別解 220,000
(減価償却資産の償却費等)		
建物 1	10,670,000	
建物 2	18,510,000	
機械装置 1	62,000	
機械装置 2	400,000	
器具備品	45,000	
(租税公課等)		
要処理番号 1 について		96,002,100
要処理番号 2 について		1,632,900
要処理番号 3 について	369,539,241	
要処理番号 4 について	53,000	
要処理番号 5 について	610,000,000	
要処理番号 6 について		13,400,000
(交際費等)		
新営業所社屋落成式関係費用	800,000	
その他の費用	22,785,000	

第 2 問 答 案 用 紙 < 3 > (租 税 法)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(関係会社取引)		
(1) について	10,000,000	
(2) について	90,000,000	
(寄附金)		
支出寄附金		
(1) について	0	
(2) について	500,000	
(3) について		14,238,560
(4) について	1,000,000	
寄附金の損金不算入額	2,854,759	
		
(法人税額の計算)		
課税所得金額		2,500,000,000
法 人 税 額		637,500,000
所得税額控除額		7,125,800
中間申告分の法人税額		300,000,000
納付すべき法人税額		330,374,200

第 2 問 答 案 用 紙 < 4 >
(租 税 法)

問題 2

1. 所得金額の計算 (単位 : 円)

(1) 不動産所得の計算

① 青色申告特別控除前の所得金額

5,580,000

② 青色申告特別控除額 (租税特別措置法25条の2)

100,000

③ 不動産所得の金額

5,480,000

(2) 給与所得の計算

① 給与等の収入金額

5,020,000

② 給与所得控除額 (所得税法28条3項)

1,544,000

③ 給与所得の金額

3,476,000

(3) 雑所得の金額

△70,000

(4) 総所得金額 (所得税法22条2項一号)

8,956,000

2. 所得控除の金額

(1) 社会保険料控除 (所得税法74条)

889,760

(2) 生命保険料控除 (所得税法76条)

120,000

(3) 配偶者控除又は配偶者特別控除 (所得税法2条1項
三十三号, 83条, 83条の2)

0

(4) 扶養控除 (所得税法2条1項三十四号～三十四の四号,
84条)

1,010,000

(5) 基礎控除

380,000

3. 所得税額の計算

(1) 課税総所得金額 (所得税法89条2項/千円未満切捨て)

6,556,000

(2) 課税総所得金額に対する税額 (所得税法89条1項)

883,700

(3) 源泉所得税額 (所得税法120条1項五号)

89,800

(4) 納付税額 (百円未満切捨て)

793,900

第 2 問 答 案 用 紙 < 5 > (租 税 法)

問題 3

(単位 : 円)

問 1

課税標準額

1, 787, 500, 000

課税標準額に対する消費税額

71, 500, 000

問 2

免税売上高

264, 075, 000

※ 別解 279, 825, 000

非課税売上高

79, 590, 000

課税売上割合

2, 019, 075, 000

2, 098, 665, 000

問 3

課税資産の譲渡等のみ要する
課税仕入れの合計額 (税込)

1, 579, 851, 000

その他の資産の譲渡等のみ要する
課税仕入れの合計額 (税込)

8, 778, 000

課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に
共通して要する課税仕入れの合計額 (税込)

139, 440, 000

課税仕入れの合計額 (税込)

1, 728, 069, 000

課税仕入れに係る消費税額

65, 831, 200

問 4

(1) 個別対応方式

65, 284, 320

(2) 一括比例配分方式

63, 197, 952

問 5

(1) 返還等対価に係る税額

1, 300, 000

(2) 貸倒れに係る税額

140, 000

(3) 納付すべき消費税額

4, 775, 600

【解答への道】

I 合格ライン

第2問は問題1が法人税法の総合問題、問題2が所得税法の総合問題、問題3が消費税法の総合問題であった。例年に比べて問題量が非常に多く、時間が掛かるため解ききれなかった受験生も多かったのではないのでしょうか。

問題1は一部難しい問題が含まれていたが、標準的な問題が多く、TACでしっかり学習されていた方であれば、7割程度は正解できるが、時間の都合上、合格ラインは5割程度であろう。

問題2も標準的な問題が多く、TACでしっかり学習されていた方であれば、5割程度は正解できるが、時間の都合上、合格ラインは4割程度であろう。

問題3は基本的な問題が多く、TACでしっかり学習されていた方であれば、8割程度は正解できるが、時間の都合上、合格ラインは6割程度であろう。

第2問の全体としての合格ラインは5割程度であろう。

Ⅱ 答練との対応関係

問題 1

基礎答練	第2回	第2問	問題1
基礎答練	第3回	第2問	問題2, 3
応用答練	第1回	第2問	問題1
応用答練	第1回	第2問	問題1
直前答練	第1回	第2問	問題1
直前答練	第2回	第2問	問題1
全 答 練	第1回	第2問	問題1
全 答 練	第2回	第2問	問題1
アクセス	第1回		
アクセス	第6回		
アクセス	第9回	問題1	
アクセス	第10回		

問題 2

基礎答練	第1回	第1問	問題2
基礎答練	第2回	第1問	問題1
基礎答練	第3回	第1問	問題3
直前答練	第2回	第2問	問題2
直前答練	第3回	第2問	問題2
全 答 練	第1回	第2問	問題2
全 答 練	第2回	第2問	問題2
アクセス	第3回	問題3, 4	
アクセス	第7回	問題1	
アクセス	第13回	問題2	

問題 3

基礎答練	第1回	第1問	問題3
基礎答練	第2回	第1問	問題3
基礎答練	第3回	第1問	問題3
直前答練	第2回	第2問	問題3
直前答練	第3回	第2問	問題3
全 答 練	第1回	第2問	問題3
全 答 練	第2回	第2問	問題3
アクセス	第4回	問題3	
アクセス	第8回	問題3	
アクセス	第12回	問題1, 2	

問題 1

【計算過程】（単位：円）

（役員給与）

1. 専務取締役A

調整不要

2. 常務取締役B

役員給与否認

$$(1,500,000 - 1,400,000) \times 6 \text{ヶ月} = 600,000 \text{（加算）}$$

3. 取締役C

調整不要

（受取配当等）

1. 受取配当等の益金不算入額

（1）受取配当等の額

① 完全子法人株式等及び関係法人株式等に係る配当等（みなし配当の額を除く）

3,870,000

② 完全子法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等に係る配当等の額
（みなし配当の額を除く）

$$1,000,000 + 240,000 \times \frac{1}{2} = 1,120,000$$

③ みなし配当（D社株式）

$$1,040,000 - 200,000,000 \times \frac{2,000 \text{株}}{500,000 \text{株}} = 240,000$$

④ みなし配当（T社株式）

30,000,000

（2）控除負債利子の計算

① 負債利子の合計額

$$61,998,000 + 23,455,000 = 85,453,000$$

② 配当の額から控除する負債利子の額

i 総資産の金額

$$9,820,000,000 + 850,000 + 10,508,000,000 + 1,150,000 = 20,330,000,000$$

【計算過程・続き】 (単位:円)

ii 株式等の価額

$$104,200,000 - 77,400,000 + 8,000,000 \times \frac{1}{2} + 123,840,000 + 80,000 - 77,400,000 \\ + 8,000,000 \times \frac{1}{2} = 81,320,000$$

③ 控除負債利子

$$\textcircled{1} \times \frac{\textcircled{2} \text{ ii}}{\textcircled{2} \text{ i}} = 341,812$$

(3) 受取配当等の益金不算入額

$$3,870,000 + 30,000,000 + (1,120,000 + 240,000 - 341,812) \times 50\% = 34,379,094 \text{ (減算)}$$

(4) 有価証券・受取配当等に係るその他申告調整額 (源泉徴収税額等を除く)

① 受取配当金過大計上

$$500,000 \text{ (減算)}$$

② A社株式計上もれ

$$80,000 \text{ (加算)}$$

③ ① - ② = 420,000 (減算)

(減価償却資産の償却費等)

1. 建物 1

$$(1) 2,300,000 - (26,370,000 + 2,300,000) \times 0.074 = 178,420 \text{ (加算)}$$

$$(2) \{40,000,000 - (26,370,000 + 2,300,000)\} - \{40,000,000 - (26,370,000 + 2,300,000)\} \\ \times 0.074 = 10,491,580 \text{ (加算)}$$

$$(3) (1) + (2) = 10,670,000 \text{ (加算)}$$

2. 建物 2

$$(2,000,000 + 19,120,000) - 50,000,000 \times 0.9 \times 0.058 = 18,510,000 \text{ (加算)}$$

3. 機械装置 1

(1) 耐用年数及び償却率

$$\textcircled{1} 0 \leq 12,000,000 \times 50\% = 6,000,000$$

$$\textcircled{2} (12\text{年} \times 12\text{ヶ月} - 42\text{ヶ月}(\text{※})) + 42\text{ヶ月} \times 20\% = 110.4\text{ヶ月}$$

$$(\text{※}) 3\text{年} 6\text{ヶ月} = 42\text{ヶ月}$$

$$\textcircled{3} \frac{110.4\text{ヶ月}}{12\text{ヶ月}} = 9.2 \rightarrow 9\text{年} \therefore 0.222$$

(2) 償却超過額

$$950,000 - 12,000,000 \times 0.222 \times \frac{4}{12} = 62,000 \text{ (加算)}$$

【計算過程・続き】 (単位:円)

4. 機械装置 2

$$(200,000 + 500,000) - (1,000,000 + 500,000) \times 0.400 \times \frac{6}{12} = 400,000 \text{ (加算)}$$

5. 器具備品

(1) 償却限度額

$$\textcircled{1} \quad (60,000 + 200,000 + 50,000) \times 0.417 = 129,270$$

$$\textcircled{2} \quad 2,400,000 \times 0.05776 = 138,624$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} < \textcircled{2} \quad \therefore (60,000 + 200,000 + 50,000) \times 0.500 = 155,000$$

(2) 償却超過額

$$200,000 - 155,000 = 45,000 \text{ (加算)}$$

(租税公課等)

1. 要処理番号 1 について

納税充当金支出事業税等

$$95,920,000 + 82,100 = 96,002,100 \text{ (減算)}$$

2. 要処理番号 2 について

納税充当金支出事業税等

$$1,632,900 \text{ (減算)}$$

3. 要処理番号 3 について

(1) 損金経理法人税・住民税

$$362,365,000 \text{ (加算)}$$

(2) 法人税額控除所得税額等

i 所得税額

$$27,567 - 567 + 61,260 - 1,260 + 7,056,414 - 17,614 = 7,125,800$$

ii 復興特別所得税額

$$567 + 1,260 + 17,614 = 19,441$$

$$\text{iii} \quad \text{i} + \text{ii} = 7,145,241 \text{ (加算)}$$

(3) 損金経理住民税利子割額

$$9,000 + 20,000 = 29,000 \text{ (加算)}$$

$$(4) \quad (1) + (2) + (3) = 369,539,241 \text{ (加算)}$$

4. 要処理番号 4 について

交際費等の損金不算入額

$$53,000 \text{ (加算)}$$

【計算過程・続き】（単位：円）

5. 要処理番号5について

損金経理納税充当金

$$466,120,000 + 143,880,000 = 610,000,000 \text{ (加算)}$$

6. 要処理番号6について

法人税等調整額

$$13,400,000 \text{ (減算)}$$

(交際費等)

1. 新営業所社屋落成式関係費用

$$500,000 + 300,000 = 800,000 \text{ (加算)}$$

2. その他の費用

$$225,000 + 22,560,000 = 22,785,000 \text{ (加算)}$$

(関係会社取引)

1. (1) について

$$10,000,000 \text{ (加算)}$$

2. (2) について

$$100,000,000 - (40,000,000 - 30,000,000) = 90,000,000 \text{ (加算)}$$

(寄附金)

1. (1) について

調整不要

2. (2) について

未払寄附金否認

$$500,000 \text{ (加算)}$$

3. (3) について

仮払寄附金認定損

$$14,238,560 \text{ (減算)}$$

4. (4) について

前期仮払寄附金否認

$$1,000,000 \text{ (加算)}$$

【計算過程・続き】 (単位：円)

5. 寄附金の損金不算入額

(1) 支出寄附金の額

① 指定寄附金

14,238,560

② 特定寄附金

0

③ その他の寄附金

18,000,000

④ ①+②+③=32,238,560

⑤ 完全子法人

1,000,000

⑥ ④+⑤=33,238,560

(2) 損金算入限度額

$$\{600,000,000(\text{※}) \times \frac{12}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + (2,490,000,000 + 33,238,560) \times \frac{2.5}{100}\} \times \frac{1}{4} \\ = 16,145,241$$

(※) 期末資本金等の額

$$700,000,000 - 10,000,000 - 90,000,000 = 600,000,000$$

(3) 損金不算入額

$$32,238,560 - 14,238,560 - 16,145,241 + 1,000,000 = 2,854,759 \text{ (加算)}$$

(法人税額の計算)

1. 法人税額

$$2,500,000,000 \times 25.5\% = 637,500,000$$

2. 差引法人税額

637,500,000

3. 法人税額計

637,500,000

4. 差引所得に対する法人税額

$$637,500,000 - \text{所得税額控除額 } 7,125,800 = 630,374,200 \text{ (百円未満切捨)}$$

5. 差引確定法人税額 (納付すべき法人税額)

$$630,374,200 - \text{中間申告分の法人税額 } 300,000,000 = 330,374,200$$

1. 役員給与

(1) 専務取締役A

定期給与の額につき当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までにその改定がされた場合に、その改定前と以後の各支給時期における支給額が同額である定期給与は定期同額給与となる。

(2) 常務取締役B

役員に対して支給される定期給与の額につき事業年度の中途の増額改定が行われた場合（会計期間3ヶ月経過日までに増額改定がされたものを除く）であって、増額後の各支給時期における支給額も同額であるようなときは、従前からの定期同額給与とは別個の定期給与が上乗せされて支給されたものと同視し得ることから、「上乗せ支給された定期給与とみられる部分」のみが損金不算入になる。

(3) 取締役C

平成25年3月期中は定めておりに支給したものの、平成26年3月期において定めておりに支給しなかった場合は、その支給しなかったことにより平成25年3月期の課税所得に影響を与えるようなものではないことから、平成25年3月期に支給した給与の額のみについて損金の額に算入して取り扱っても差し支えない。

2. 受取配当等

(1) 受取配当等の益金不算入額

① 配当等の額

i 完全子法人株式等

C社及びT社株式は、配当等の額の計算期間を通じて当社との間に完全支配関係があったため、完全子法人株式等に該当する。

ii その他の株式

A社、B社、D社株式及びF証券投資信託は、その他の株式等に該当する。

② 控除負債利子

i 総資産額に金銭債権から控除された一括評価に係る貸倒引当金は加算することができる。

なお、一括評価に係る貸倒引当金の取り扱い、法人税法基本通達3-2-5に規定されている。

法人税法基本通達3-2-5（総資産の帳簿価額の計算）

令第22条第1項第1号《総資産の帳簿価額》に規定する総資産の帳簿価額（以下3-2-7までにおいて「総資産の帳簿価額」という）の計算については、次に掲げるような場合には、次による。 ～中略～

(2) 貸倒引当金勘定の金額が、金銭債権から控除する方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている場合にはその控除前の金額を、注記の方法により取立不能見込額として貸借対照表に計上されている等の場合にはこれを加算した金額を、それぞれの金銭債権の帳簿価額とすることができる。

ii 株式等の帳簿価額は、税務上の金額となるため、A社株式の取得に際して発生した購入手数料80,000円を加算する。

(2) みなし配当（D社株式：自己株式の取得）

① 交付金銭等

② 資本金等の額

取得直前の資本金等の額 $\times$ $\frac{\text{取得された当社所有株式数}}{\text{取得直前の発行済株式等の総数}}$

③ みなし配当

① - ②

(3) その他申告調整額

A社株式の受取配当金に係る未収入金は権利が確定していないため益金の額に算入することができない。

なお、本問では前期末及び当期末の一括評価に係る貸倒引当金について、調整が必要であることは明らかである。しかし、本問では別表4の一部しか問われていないことから、この貸倒引当金の調整について、答案用紙の「有価証券・受取配当等に係るその他申告調整額」に含めるか否かが明確でないため、本解においては含めないこととした。

一方、問題文の「4. 受取配当等についての資料」に貸倒引当金の資料が与えられているため、答案用紙の「有価証券・受取配当等に係るその他申告調整額」に含めるという立場をとる場合は、以下のような別解となる。

【計算過程】（単位：円）

有価証券・受取配当等に係るその他申告調整額（源泉徴収税額等を除く）

① 受取配当金過大計上

500,000（減算）

② A社株式計上もれ

80,000（加算）

③ 一括貸倒引当金繰入超過額認容（前期分）

$850,000 - 400,000 = 450,000$ （減算）

④ 一括貸倒引当金繰入超過額（当期分）

$1,150,000 - 500,000 = 650,000$ （加算）

⑤ ①－②＋③－④＝220,000（減算）

3. 減価償却資産の償却費等

- (1) 建物1における資本的支出の償却計算は、問題文の指示から特例処理により行う。
- (2) 建物2における減損損失は損金算入が認められないため、償却費として損金経理した金額に含める。
- (3) 機械装置1における耐用年数の計算は、「資本的支出の額 $\leq$ 取得価額 $\times$ 50%」であるため、「(法定耐用年数 - 経過年数) + 経過年数 $\times$ 20%」にて処理する。
なお、上記により計算した年数の1年未満の端数は切り捨て、その年数が2年未満のときは2年とする。また、月数計算の場合は「年」計算の段階で端数処理を行うこと。
- (4) 器具備品は、調整前償却額(下記①)が償却保証額(下記②)より小さくなることから、改定取得価額に改定償却率を乗じたものが償却限度額となる。

① 期首帳簿価額 $\times$ 定率法償却率

② 取得価額 $\times$ 保証率

③ $\begin{cases} \text{①} > \text{②} \text{ の場合} \cdots \cdots \text{①} \\ \text{①} < \text{②} \text{ の場合} \cdots \cdots \text{改定取得価額} \times \text{改定償却率} \end{cases}$

4. 租税公課関係

- (1) 納税充当金の取崩額のうち、事業税は申告した日の属する事業年度に損金の額に算入される。
- (2) 納税充当金の余剰額を納税に充てずに取り崩して収益計上した(費用を減額処理した)場合には、当期の別表4において納税充当金の余剰額を、別表4で減算する。
- (3) 法人税、住民税及び事業税を見積計上する納税充当金の繰入額は、全額当期の損金の額に算入されない。
- (4) 控除対象外消費税額等のうち、交際費等に係るものは損金の額に算入されない。
- (5) 繰延税金資産の純増加額が損益計算書に計上されており、結果として当期純利益の計算上加算されているため、別表4で減算する。

5. 交際費等

- (1) 新営業所社屋落成式等に際し従業員等におおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用は、交際費等に含まれないものとする(租税特別措置法通達61の4(1)-10)
- (2) お祝い金を収受したとしても、支出交際費等から控除されず、雑収入とされる。
- (3) 当社は期末資本金1億円超の法人であるため、交際費等の全額が損金不算入となる。

6. 関係会社取引

- (1) 当社とS社との自己株式取引については、交付金銭等の金額(40,000,000円)から資本金等の額(50,000,000円(=100,000,000円×500株/1,000株))を控除するとマイナスとなるため、みなし配当は生じない。

なお、内国法人が所有する有価証券を発行した内国法人(完全支配関係のある内国法人に限る)の自己株式の取得等といったみなし配当事由に基因して金銭その他の資産の交付を受けた場合には、その株式の譲渡利益額または譲渡損失額の計算上、その譲渡対価となる金額はその譲渡原価に相当する金額となり、つまり譲渡損益は計上されないこととなる。また、譲渡損益額については、譲渡法人(当社)における資本金等の額の増減として取り扱うこととなる。

(税務上の考え方) (単位:円)

(借) 現金預金	40,000,000	(貸) S社株式	50,000,000
資本金等の額	10,000,000		

- (2) 清算法人株式の譲渡損(益)については、その清算法人株式(T社株式)を簿価で譲渡したものととして清算損(益)を認識しないこととなり、交付を受けた金銭等の額からみなし配当の金額及びその譲渡原価に相当する金額を減算した金額については、法人株主(当社)の資本金等の額を減算(加算)することとなる。

(税務上の考え方) (単位:円)

(借) 現金預金	34,000,000	(貸) T社株式	100,000,000
租税公課	6,000,000	みなし配当	30,000,000
資本金等の額	90,000,000		

7. 寄附金

- (1) 有価証券の贈与は、時価を寄附金の額に算入する。
- (2) 寄附金は現実に支出された時点で認識するため、未払分は損金の額に算入されない。また、仮払金は一旦損金として認識した上で、損金不算入額の計算に含める。
- (3) 上記6. 関係会社取引より、期末資本金等の額の計算上10,000,000円及び90,000,000円を控除することとなる。したがって、期末資本金等の額は以下のとおりとなる。

【計算過程】 (単位:円)

$$700,000,000 - 10,000,000 - 90,000,000 = 600,000,000$$

8. 復興特別所得税

復興特別所得税は復興特別法人税から控除するため、法人税額からは控除しない。

問題2 (単位：円)

1. 所得金額の計算

(1) 不動産所得の計算

- ① 総収入金額： $14,400,000 + 960,000 + 600,000 \times 20\% = 15,480,000$
- ② 必要経費：9,900,000
- ③ 青色申告特別控除前の所得金額：①－②＝5,580,000
- ④ 青色申告特別控除額：100,000 (不動産貸付け業務は事業的規模とはいえないため)
- ⑤ 不動産所得の金額：③－④＝5,480,000

(2) 給与所得の計算

- ① 収入金額： $4,320,000 + 500,000 + 120,000 + (200,000 - 120,000) \times \text{※} = 5,020,000$
※ 自社製品の値引販売に該当するが、他に比し著しく低い価額と判断されるため、課税される。
- ② 給与所得控除額： $1,260,000 + (5,020,000 - 3,600,000) \times 20\% = 1,544,000$
- ③ 給与所得の金額：①－②＝3,476,000

(3) 総所得金額

$$5,480,000 + 3,476,000 = 8,956,000$$

(注) 雑所得の赤字は、損益通算の対象とはならない点に注意すること。

2. 所得控除の金額

(1) 社会保険料控除

$$710,000 + 179,760 = 889,760$$

(2) 生命保険料控除

- ① 一般生命保険契約及び個人年金保険契約にかかる保険料は平成23年以前に契約しているので、旧生命保険料に該当する。したがって、以下の金額が生命保険料控除の金額となる。

支払った生命保険料	控 除 額
25,000円以下	全 額
25,000円超 50,000円以下	25,000円 + (支払保険料 - 25,000円) × 50%
50,000円超 100,000円以下	37,500円 + (支払保険料 - 50,000円) × 25%
100,000円超	50,000円

- ② 介護保険契約にかかる保険料は平成24年以降に契約しているので、新生命保険料に該当する。したがって、以下の金額が生命保険料控除の金額となる。

支払った生命保険料	控 除 額
20,000円以下	全 額
20,000円超 40,000円以下	20,000円 + (支払保険料 - 20,000円) × 50%
40,000円超 80,000円以下	30,000円 + (支払保険料 - 40,000円) × 25%
80,000円超	40,000円

- ・一般生命保険料：保険料 120,000 → 控除額 50,000
- ・介護医療保険料：30,000 + (72,000 - 40,000) × 25% = 38,000
- ・個人年金保険料：37,500 + (96,000 - 50,000) × 25% = 49,000

③ 生命保険料控除

$$50,000 + 38,000 + 49,000 = 137,000 > 120,000 \quad \therefore 120,000$$

(3) 配偶者控除・配偶者特別控除

妻の合計所得金額は 1,240,000円となり、妻は控除対象配偶者（同一生計の配偶者で合計所得金額が 380,000円以下の者）に該当せず、配偶者控除の適用はない。

また、合計所得金額が 760,000円以上であるため、配偶者特別控除の適用もない。

(4) 扶養控除

長女(24歳) : 一般扶養親族に該当する → 控除額 380,000

長男(22歳) : 特定扶養親族(年齢19歳以上23歳未満の者)に該当する → 控除額 630,000

合 計 : $380,000 + 630,000 = 1,010,000$

(5) 基礎控除 : 380,000

(6) 合 計 : $889,760 + 120,000 + 1,010,000 + 380,000 = 2,399,760$

3. 所得税額の計算

(1) 課税総所得金額の計算

$8,956,000 - 2,399,760 = 6,556,240 \rightarrow 6,556,000$ (千円未満切捨)

(2) 課税総所得金額に対する税額

本問では問題文に速算表が与えられていないため、所得税法第89条より求める。

第八十九条 居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額と、その年分の課税山林所得金額の五分の一に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に五を乗じて計算した金額との合計額とする。

百九十五万円以下の金額	百分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十三
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十三
千八百万円を超える金額	百分の四十

$1,950,000 \times 5\% + (3,300,000 - 1,950,000) \times 10\% + (6,556,000 - 3,300,000) \times 20\% = 883,700$

(3) 源泉所得税額 : $54,800 + 35,000 = 89,800$

(4) 納付税額 : $883,700 - 89,800 = 793,900$

問題3

1. 販売費及び一般管理費

- (1) 旅費交通費について、課税仕入れの区分は以下のようになる。

	課税仕入れの区分
管理部門費用	課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの
商品販売部門費用	課税資産の譲渡等のみに要するもの
土地売却に係る費用	その他の資産の譲渡等のみに要するもの

- (2) 減価償却費は課税仕入れに該当しないが、機械装置の購入費用については、課税資産の譲渡等のみに要する課税仕入れに該当する。

- (3) 商品荷造運送費のうち、国内輸送費は課税資産の譲渡等のみに要する課税仕入れに該当するが、国際輸送費は課税仕入れに該当しない。

- (4) 賃借料について、課税仕入れの区分は以下のようになる。

	課税仕入れの区分
本社事務所	課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの
商品倉庫	課税資産の譲渡等のみに要するもの

- (5) 輸出先の現地販売代理店に対する手数料は課税仕入れに該当しない。

- (6) 広告宣伝費について、課税仕入れの区分は以下のようになる。

	課税仕入れの区分
商品販売のための広告	課税資産の譲渡等のみに要するもの
土地売却のための広告	その他の資産の譲渡等のみに要するもの

2. 特別損益

- (1) F株式会社株式の売却及びG合同会社に対する持分の売却は非課税売上に該当する。なお、F株式会社株式の売却は売却価額の5%相当額を非課税売上高に含めるが、G合同会社に対する持分の売却はその全額を非課税売上高に含める点に留意する。
- (2) 保有土地の売却に係る仲介手数料は、その他の資産の譲渡等のみに要する課税仕入れに該当する。
- (3) 機械装置の売却に係る撤去費用は、課税資産の譲渡等のみに要する課税仕入れに該当する。

【計算過程】 (単位：円)

1. 納税義務の有無の判定

$$951,741,000 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$$

2. 課税標準額及び課税標準額に対する消費税額

(1) 課税標準額 (千円未満切捨て)

$$(2,152,500,000 - 279,825,000 + 4,200,000) \times \frac{100}{105} = 1,787,500,000$$

(2) 課税標準額に対する消費税額

$$1,787,500,000 \times 4\% = 71,500,000$$

3. 課税売上割合

(1) 課税売上高

① 免税売上高 (純額)

$$279,825,000 - 15,750,000 = 264,075,000$$

② 国内課税売上高 (純額)

$$1,787,500,000 - \{49,875,000 - 15,750,000 - (49,875,000 - 15,750,000) \times \frac{4}{105} \times 125\% \} = 1,755,000,000$$

③ 課税売上高

$$\text{①} + \text{②} = 2,019,075,000$$

※ 別 解

① 免税売上高

$$279,825,000$$

② 総課税売上高

$$1,787,500,000 + 279,825,000 = 2,067,325,000$$

③ 課税売上返還等

$$49,875,000 - (49,875,000 - 15,750,000) \times \frac{4}{105} \times 125\% = 48,250,000$$

④ 課税売上高

$$\text{②} - \text{③} = 2,019,075,000$$

(2) 非課税売上高

$$3,150,000 + 50,400,000 \times 5\% + 19,320,000 + 54,600,000 = 79,590,000$$

(3) 課税売上割合

$$\frac{\text{(1)}}{\text{(1)} + \text{(2)}} = \frac{2,019,075,000}{2,098,665,000} = 0.96207\cdots \geq 95\%$$

$$2,019,075,000 > 500,000,000 \quad \therefore \text{仕入税額は按分計算}$$

【計算過程・続き】（単位：円）

4. 控除対象仕入税額

(1) 区分経理及び税額

① 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの

i 課税仕入れの合計額

$$1,328,250,000 + 12,600,000 + 75,600,000 + 51,345,000 + 27,741,000 \\ + 4,200,000 + 79,065,000 + 1,050,000 = 1,579,851,000$$

ii 課税仕入れに係る消費税額

$$1,579,851,000 \times \frac{4}{105} = 60,184,800$$

② その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの

i 課税仕入れの合計額

$$630,000 + 3,150,000 + 3,360,000 + 1,638,000 = 8,778,000$$

ii 課税仕入れに係る消費税額

$$8,778,000 \times \frac{4}{105} = 334,400$$

③ 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの

i 課税仕入れの合計額

$$4,200,000 + 12,915,000 + 122,325,000 = 139,440,000$$

ii 課税仕入れに係る消費税額

$$139,440,000 \times \frac{4}{105} = 5,312,000$$

④ 課税仕入れ及び課税仕入れに係る消費税額（合計）

i 課税仕入れの合計額

$$1,328,250,000 + 17,430,000 + 75,600,000 + 51,345,000 + 40,656,000 \\ + 7,350,000 + 204,750,000 + 1,638,000 + 1,050,000 = 1,728,069,000$$

ii 課税仕入れに係る消費税額

$$1,728,069,000 \times \frac{4}{105} = 65,831,200$$

【計算過程・続き】（単位：円）

(2) 控除対象仕入税額

① 個別対応方式

$$60,184,800 + 5,312,000 \times 96\% = 65,284,320$$

② 一括比例配分方式

$$65,831,200 \times 96\% = 63,197,952$$

③ 控除対象仕入税額

$$\textcircled{1} > \textcircled{2} \quad \therefore 65,284,320$$

5. 返還等対価に係る税額

$$(49,875,000 - 15,750,000) \times \frac{4}{105} = 1,300,000$$

6. 貸倒れに係る税額

$$3,675,000 \times \frac{4}{105} = 140,000$$

7. 納付すべき消費税額

(1) 差引税額（百円未満切捨て）

$$71,500,000 - (65,284,320 + 1,300,000 + 140,000) = 4,775,680 \rightarrow 4,775,600$$

(2) 納付すべき消費税額

$$4,775,600$$